

学校が実施するいじめ防止のための措置

学校は、いじめ防止等のための組織（法第22条による）を中心に組織的に対応します。

学校いじめ防止基本方針

いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や取組内容を定めたもの。
保護者や地域と共通認識を図る。また、方針の見直しも行っていく。

未然防止

- ・ 道徳教育や人権教育の充実
- ・ 他者への思いやりやコミュニケーション能力の育成
- ・ 友人や教職員との信頼関係の構築
- ・ 主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり
- ・ 観衆や傍観者にもならない指導・支援
- ・ 人と関わる体験等から自己有用感の育成
- ・ スクールボランティアとの活動や異学年異校種交流
- ・ 情報モラル教育の推進

早期発見

- ・ 日頃から児童・生徒の様子に目を配り、信頼関係の構築に努める
- ・ 定期的なアンケート調査や、教育相談の実施によるいじめを訴えやすい体制づくり
- ・ いじめの兆候を早期にキャッチする意識を高めるための校内研修の実施
- ・ ネットいじめの早期発見に向けた取組

いじめ防止等のための組織

（いじめ防止対策委員会等）

法第22条による常設組織

早期解決

- ・ 特定の教員が抱え込まない組織的な対応
- ・ 児童・生徒の安全確保と心のケア等
- ・ 児童・生徒の背景等理解及び毅然とした態度での指導
- ・ 異なる学校にまたがったいじめ事案に対しては、市教委も含めた情報共有の実施
- ・ 教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関と連携した取組
- ・ ネット上のいじめについて、被害の拡大を防ぐ削除依頼等必要な措置

連携

家庭との連携

- ・ いじめの防止等における家庭への啓発
- ・ 電話相談、家庭訪問を通して情報の共有
- ・ 保護者への相談機関や通報窓口の周知
- ・ 加害、被害双方の保護者へ継続的な支援

関係機関との連携

- ・ 犯罪行為等やネットいじめへの迅速な対応のための警察との連携
- ・ 医療や福祉等の専門機関との連携

地域との連携

- ・ 学校運営協議会、スクールボランティア、自治会等
地域総ぐるみによる見守り体制の整備